

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に関する措置について

令和4年5月2日
警察本部長から
各部長・参事官
各所属長あて

この通達は、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案に係る仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に関する措置について示したもので、主な内容は次のとおり

- 1 特異動向のある加害者が仮釈放者又は保護観察付執行猶予者であるか否かの把握
- 2 送致した加害者に係る処分結果の把握
- 3 特異動向等を把握した場合の保護観察所との連携
- 4 保護観察所との連携強化
- 5 保護観察所の相談・支援窓口の教示